

愛知県微小粒子状物質（PM2.5）に係る
注意喚起実施要綱

平成25年3月

愛知県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要綱

第1 目的

環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」において、当面、環境基準とは別に、現時点までに得られている疫学知見を考慮して、健康影響が出現する可能性が高くなると予測されるPM2.5の濃度水準を、「暫定的な指針となる値（指針値）」として1日平均値で70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とすることが示され、指針値を超えると予想される場合には、広く一般社会に注意喚起を促すこととされた。

この要綱は、この指針値に基づき県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、PM2.5に係る注意喚起（以下「注意喚起」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 監視及び測定点

注意喚起を行うための大気汚染状況の監視は、大気汚染防止法第22条第1項に基づく大気汚染状況の常時監視のため、知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長及び同法第252条の22第1項の中核市の長が測定する測定結果に基づいて行う。

第3 測定方法

- 1 PM2.5の測定は、大気中におけるその質量濃度を測定することにより行う。
- 2 PM2.5濃度の測定は、標準測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機を用いることとする。その他、測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号）によることとする。

第4 注意喚起情報の発令

- 1 午前5時から午前7時のPM2.5濃度の1時間値（以下、「測定値」という。）の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき、又は日中の測定値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を継続して超過すると

予測されるとき、PM2.5 注意喚起情報（以下「注意喚起情報」という。）を発令するものとする。

2 発令は、「愛知県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領（以下「要領」という。）」に定める区域ごとに行うものとする。

第5 注意喚起情報発令時における対応

注意喚起情報を発令したときは、直ちに別表1に定める関係行政機関へ連絡し、必要な協力を要請するものとする。

第6 注意喚起情報の解除

注意喚起情報が発令された後において、その区域の測定値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になったときは、当該注意喚起情報を解除するものとする。

第7 適用

この要綱の適用地域は、県内全域とする。

附 則

この要綱は、平成25年3月14日から実施する。

別表 1

関係行政機関

機 関 名	要 請 事 項
1 名古屋地方気象台	・気象情報（黄砂等）を県へ提供する。
2 知事政策局	・報道機関への情報提供を行う。
3 地域振興部	・愛知県公式 Web サイトへ情報を掲載する。
4 健康福祉部	・医師会への情報提供を行う。
5 愛知県教育委員会	・県立学校へ通知する。
6 愛知県警察本部	・警察署、交番、駐在所等の広報媒体により住民への注意喚起を行う。
7 名古屋市 豊橋市 岡崎市 豊田市	・住民に対する広報活動を行う。 ・市役所、保健所等において住民への注意喚起を行う。 ・名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の教育委員会、その他必要な機関へ通知する。
8 市町村 (名古屋市、豊橋市、 岡崎市、豊田市を除く)	・住民に対する広報活動を行う。 ・市役所、役場、公民館等において住民への注意喚起を行う。 ・各市町村の教育委員会、その他必要な機関へ通知する。